

国立大学法人鹿屋体育大学修学支援基金規則

〔平成29年9月21日〕
規則第24号
改正 令和7年3月13日
規則第7号

(設置)

第1条 国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に、鹿屋体育大学修学支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学において、第3条に定める事業によって学部学生、大学院生（以下「学生」という。）を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 次に掲げる、経済的理由により修学が困難な学生に対する事業

ア 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業

イ 学資金を支給する事業

ウ 本学が教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業

エ 本学の非常勤職員就業規則等において定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を本学の教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して本給を支給する事業

オ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業

(2) 個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生に対する事業

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附金及びその運用による果実をもって構成する。

(運営委員会)

第5条 第3条に規定する事業を実施するため、鹿屋体育大学修学支援基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(寄附金等の受入及び管理)

第6条 寄附金等の受入に関し、原則として受入承認手続きは要しないものとする。ただし、受入内容に疑義が生じた場合は、運営委員会において審議し、受入の可否を決定する。

2 基金は、他の寄附金と独立して管理を行う。

3 前2項に定めるもののほか、寄附金等の受入及び管理については、鹿屋体育大学寄附金取扱細則(平成16年細則第12号)の定めるところによる。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第8条 基金の事務は、事務局関係課等の協力を得て、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年9月21日から施行する。

2 平成29年度の事業年度については、第7条の規定に関わらず、本規則が施行された日から、平成30年3月31日までとする。

附 則(令7.3.13 規則第7号)

この規則は、令和7年3月13日から施行する。